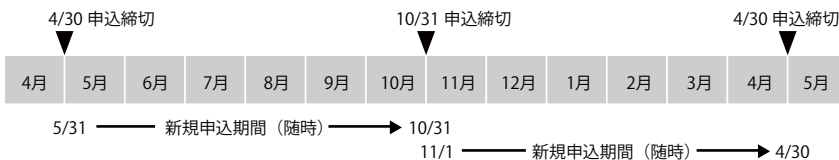


■入所お申し込みからご入所まで

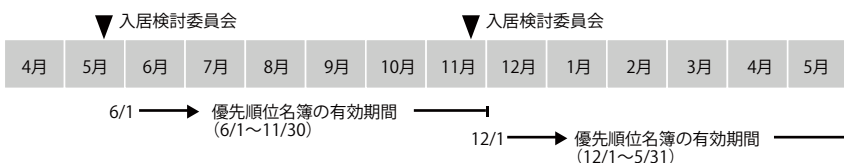
北九州市内に所在の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）では、統一ルールによる優先順位システムでのご入所となっております。この優先順位とは、「北九州市特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、以下の流れになります。

流れ	説明等
■申し込み ▼	申し込みは、要介護1～要介護5の方が対象となり、要支援1、要支援2の方は申込みできません。※入所については、平成27年4月介護保険制度の改正に伴い、入所は原則、要介護3～5までの方と、居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所が認められる方となりました。（特例要件の具体的な内容は下述のとおり。）※北九州市内の施設の中の第一希望施設へのみ申し込み。※入所希望施設へは上限3施設まで選択可能ですが、申し込みは第1希望の1施設で受付します。※申し込み締め切りは年2回（4月30日と10月31日）です。
■受付 ▼	申込に基づき、受付施設（第一希望施設）は書類をチェックします。書類の記載の内容は全て個人情報であり、取り扱いについては秘守義務と共に、第三者への漏洩等することはありませんのでご安心ください。※但し、申込において入所希望施設が複数ある場合に限りその記載の施設のみ申し込みにかかる内容（情報）を知り得ることとなります（インターネットを通じてパソコンへデータを入力するため）ので、予めご理解とご周知を願います。
■状況データ入力 ▼	調査（面接）後、その結果をデータ入力します。
■仮順位決定 ▼	それぞれの施設で受付調査されたデータ入力により、優先順位の仮付けができます。
■入居検討委員会 ▼	それぞれの施設に設置された入所検討委員会（会議）により、仮付けの順位名簿が精査されます。入所検討委員会は、施設職員の他、第三者委員と呼ばれる施設職員以外の方々にも複数名参画いただいて、公平性・透明性を確保しております。精査検討のうえ順位変更の有無等を、パソコンデータの集約先となっている（公社）北九州高齢者福祉事業協会事務局（ウエルとばた/戸畑区JR戸畑駅横ビル内）へその旨を報告します。
■データ調整等 ▼	各施設から報告なされた順位変更の有無等に基づき名簿順位の調整（修正）が、（公社）北九州高齢者福祉事業協会事務局により行われます。
■名簿確定 ▼	名簿が確定すると（公社）北九州高齢者福祉事業協会事務局より連絡（通知）が、各施設に入ります。
■順位確認 ▼	4月申込の方は6月以降、10月申込の方は12月以降に、お電話いただければ順位をご案内します。
■申込者への連絡（調査・面接） ▼	ご入所の順位が近づきましたら、施設ケアマネージャよりお電話にてご連絡いたします。その際にご本人と面接させていただきます。
■入居（調整） ▼	その後有効期間内に順位到達となれば入所となります。※順位到来に至らなかった場合は、その後の新規入居申込者と同様に再度状況調査を行い、又新たな期間の優先順位名簿の中でお待ちいただくこととなります。

■申込の受付サイクル



■入居検討委員会の開催時期、優先順位名簿の有効期間



[特例要件] (1) 認知症である方で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。最新の介護保険認定調査票又は認定時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がII以上であること。(2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。療育手帳又は精神障害者福祉手帳所持者であること（等級は問わない）(3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心確保が困難であること。市の機関、地域包括支援センター、医療・介護事業者、民生委員、地域住民等第三者が客観的に判断し、虐待が疑われるものであること。(4) 単身世帯である。同居家族が高齢又は病弱である等により家族等の支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。独居又は独居家族等が高齢、疾病、就業、他家族構成員の介護、育児により介護が困難であり、居宅サービス等の拒否や居宅サービスを利用して安全性や経済的理由等から不十分であること。

[お問い合わせはお電話・電子メールで]
社会福祉法人 広寿会:足原のぞみ苑
TEL093-952-8341 FAX093-952-8668
E-MAIL ashihara@nozomi-en.jp